

【大田原市】令和5（2023）年度 太陽光発電事業に係る主な土地利用関係法令等窓口一覧

令和5(2023)年4月作成

No.	調和条例抑制区域	法令等名	主な届出・許可・申請等	主な規制の概要	手続き	相談課	係	連絡先	F A X
1		大田原市の豊かで美しい環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例 【施行日 令和元（2019）年10月1日】	太陽光発電設備設置事業に係る許可申請または届出 その他お問合せ（事前相談）	太陽光発電設備を設置しようとする場合又は太陽光発電設備を設置するために行う樹木の伐採、土地の造成等による区画形状の変更を行うこととする場合 太陽光発電事業を開始及び終了する場合 太陽光発電施設設置等に係るお問合せ	許可届出 届出 問合せ	生活環境課	環境保全係	0287-23-8775 seikatsu@city.ohatawara.tochigi.jp	0287-23-8923
2		土地利用に関する事前指導要綱	事前協議書の提出	・5ha以上の土地について、開発事業を行うおとする場合 ・土地利用に関する事前指導要綱に基づき協議が整った後において、土地利用の目的を変更する場合	事前協議	都市計画課	開発指導係	0287-23-8758	0287-22-8732
3		公有地の拡大の推進に関する法律	公有地の拡大の推進に関する法律第4条の届出に関すること	都市計画区域内で10,000㎡以上の土地もしくは都市計画施設等の区域で200㎡以上の土地を有償で譲渡（売買、交換等）しようとする場合、土地所有者（売主）は譲渡しようとする3週間以上前に市長に届出なければならない。	届出	都市計画課	都市計画係	0287-23-8711	0287-22-8732
4		国土利用計画法	国土利用計画法第23条の届出に関すること	都市計画区域内は5,000㎡、都市計画区域外は10,000㎡以上の土地取引（売買、交換等）を行った場合、契約締結日を含む2週間以内に市長に届出なければならない。	届出	都市計画課	都市計画係	0287-23-8711	0287-22-8732
5	風致地区 第1種低層住居 専用地域	都市計画法	開発許可申請	・開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形状の変更）を行う場合で次のもの ・都市計画区域内での3,000㎡以上の開発行為、都市計画区域外での1ha以上の開発行為	許可 届出	都市計画課	開発指導係	0287-23-8758	0287-22-8732
6		大田原市開発行為等指導要綱	事前協議書提出	・開発行為（主として建築物の建築又は露天の駐車場、資材置場、太陽光発電施設等、雨水の流出が懸念される土地利用に供する目的で行う土地の区画形状の変更）を行う場合で次のもの ・都市計画区域内での1,000㎡以上の開発行為、都市計画区域外での3,000㎡以上の開発行為	事前協議	都市計画課	開発指導係	0287-23-8758	0287-22-8732
7		栃木県景観条例に基づく大規模行為届出に関すること	届出書提出	・大規模行為（大規模建築物等の新築、増築、改築、移転若しくは外観の変更又は大規模開発行為）をしようとする場合	届出	都市計画課	開発指導係	0287-23-8758	0287-22-8732
8	農地	農業振興地域の整備に関する法律	農振除外の申出	農振農用区域内の土地において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形状の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築もしくは増築）をしようとする場合	農振除外の申出	農政課	農政係	0287-23-8708	0287-23-1507
9	農地	農地法	農地転用許可申請	農地を転用（農地以外のものにする）しようとする場合	許可	農業委員会	農地調整係	0287-23-8716	0287-23-8287
10	地域森林計画及び平地保全計画の森林の区域	森林法	・林地開発許可等手続 ・伐採及び伐採後の造林の届出 ・森林土地所有者届出	地域森林計画対象民有林で0.5haを超えて開発する場合 地域森林計画対象民有林で0.5ha以内の立木を伐採する場合 森林（県が作成する地域森林計画の対象となっている森林であり、登記上の地目によらない。）の土地を新たに取得した場合、所有者となった日から90日以内に届出を要す。 （ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出した場合はこの届出は不要。）	許可届出 届出	農林整備課	林業振興係	0287-23-8012	0287-23-8782
11	鳥獣保護区 鳥獣特別保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律		鳥獣保護区特別保護地区で建築物その他の工作物の新築、水面の埋立て、木竹の伐採等の行為を行う場合	許可	農林整備課	農村環境対策係	0287-23-8813	0287-23-8782
12		建築基準法 （住区を取り巻く環境を確保する観点から）	・法第6条（法88準用） 確認申請 ・法42条 道路調査依頼 ・法42条2項 道路の後退に係る事前協議	・電気事業法等の適用を受ける工作物については適用除外。ただし、架台下の空間を屋内的用途に供する場合は建築物に該当する。 ・パワーコンディショナを収納する専用コンテナ等は適用除外。ただし、人が入ってメンテナンスを行うもの又は、積み重ねる場合等を除く。 ・建築基準法上の「道路」に該当するかの調査。 ・前面道路における、避難及び安全上必要な幅員の確保。	確認申請 届出	建築住宅課 建築住宅課	審査係 指導係	0287-23-1178	0287-23-1186

【大田原市】令和5（2023）年度 太陽光発電事業に係る主な土地利用関係法令等窓口一覧

令和5(2023)年4月作成

No.	調和条例 抑制区域	法令等名	主な届出・許可・申請等	主な規制の概要	手続き	相談課	係	連絡先	F A X
13		道路法 大田原市道路占用料条例 大田原市道路占用管理規則 大田原市法定外公共物管理条例 大田原市法定外公共物管理規則 (法定外公共物とは、市道認定されていない道路や水路等のことです。)	道路工施工承認申請（法第24条） 道路占用許可申請 (法第32条、規則第2条) 法定外公共物自費工事届 法定外公共物使用許可申請 法定外公共物用途廃止申請	・市道への乗り入れに係る歩道切り下げ、側溝敷設替え、緑石の撤去、交通安全施設設置等、市道の構造変更を必要とする場合。 ・計画地の雨水処理方法の確認。（市道への流出は不可。） ・事業に係る車両（工事、点検等）の経路に当たる道路の確認。 工事車両の通行に適さない道路（幅員、路盤構成等）の場合、道路損傷対策を必要とすることがあります。 ・排水管等の埋設、工事に係る市道上敷き鉄板、道路を縦横断する架空線等の設置等 ・認定外道路への乗り入れ、接道工事等 ・水路上を通路等として利用するための工事等 ・法定外公共物の付替え等 ・法定外公共物に係る規制内容は、概ね上記道路法のそれに準じます。 ※市道や法定外公共物と計画地の境界が不明確な場合、事前に境界確認申請が必要になることがあります。	承認 許可 承認 許可 契約	道路課	管理係	0287-23-8717	0287-22-8731
14	河川区域 河川保全区域 河川予定地	河川法		県知事が管理する県内の一級河川の河川区域及び河川保全区域内において、それぞれ以下の行為をする場合 (河川区域内) ・土地の占用 ・土砂等の採取 ・工作物の新築等（線類の上空横架も含まれますのでご注意ください） ・土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為 (河川保全区域内) ・土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為、工作物の新築等	許可	栃木県大田原土木事務所 保全部保全管理課		0287-23-6613	
15	砂防指定地	栃木県砂防指定地の管理等に関する条例		砂防指定地内において以下の行為をしようとする場合 ・土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更 ・竹木の伐採 ・土石、砂れき又は鉱物の投棄又はたい積 ・竹木、土石等の滑下又は地引による運搬 ・火入れ又はたき火 ・工作物の新築、改築又は除却 ・砂防設備の占用 ・砂防設備における土石、砂れき、芝草等の採取	許可	栃木県大田原土木事務所 保全部保全管理課		0287-23-6613	
16	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律		急傾斜地崩壊危険区域内において以下の行為をしようとする場合 ・水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為 ・ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 ・のり切、切土、掘さく又は盛土 ・立木竹の伐採 ・木竹の滑下又は地引による搬出 ・土石の採取又は集積 ・急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの	許可	栃木県大田原土木事務所 保全部保全管理課		0287-23-6613	
17	地すべり防止区域	地すべり等防止法		地すべり防止区域内において以下の行為をしようとする場合 ・地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為 ・地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為 ・のり切又は切土で政令で定めるもの ・ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるものの新築または改良 ・地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの	許可	栃木県大田原土木事務所 保全部保全管理課		0287-23-6613	
18	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律		土砂災害特別警戒区域内において以下の行為をしようとする場合 ・住宅（自己の住居の用に供するものを除く）並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設の建築のための開発行為	許可	栃木県大田原土木事務所 保全部保全管理課		0287-23-6613	

【大田原市】令和5（2023）年度 太陽光発電事業に係る主な土地利用関係法令等窓口一覧

令和5(2023)年4月作成

No.	調和条例 抑制区域	法令等名	主な届出・許可・申請等	主な規制の概要	手続き	相談課	係	連絡先	F A X
19		大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例		土砂等の埋立て等に供する区域の面積が1000㎡以上である事業を行うとする場合 (1000㎡未満でも、安全基準・崩落等の遵守措置は遵守)	許可	生活環境課	環境保全係	0287-23-8775	0287-23-8923
20		土壌汚染対策法		3,000㎡以上（有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地にあつては、900㎡以上）の土地の形質変更をしようとする場合	届出	栃木県県北環境森林事務所 環境部環境対策課		0287-22-2277	
21		採石法		岩石の採取を行おうとする場合	許可	栃木県産業労働観光部 工業振興課	鉱政担当	028-623-3197	
22		砂利採取法		砂利の採取を行おうとする場合	認可	栃木県産業労働観光部 工業振興課	鉱政担当	028-623-3197	
23		水質汚濁防止法 大気汚染防止法 栃木県生活環境の保全等に関する条例 騒音規制法 振動規制法 悪臭防止法	公害対策に関すること	【栃木県に関するもの】 水質汚濁防止法 大気汚染防止法 栃木県生活環境の保全等に関する条例 (栃木県生活環境の保全等に関する条例に定める特定施設を設置しようとする場合は事前に特定施設設置届の提出を要する) 【大田原市に関するもの】 騒音規制法 振動規制法 悪臭防止法	届出	栃木県県北環境森林事務所 環境部環境対策課	環境保全係	0287-23-8775	0287-23-8923
					届出				
24		廃棄物の処理及び清掃に関する法律 大田原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	廃棄物に関すること	【栃木県に関するもの】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (産業廃棄物の処理) 【大田原市に関するもの】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 大田原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (一般廃棄物の処理)	指導等	栃木県県北環境森林事務所 環境部環境対策課	環境立県戦略室	0287-22-2277	0287-23-8706
					指導等				
25		環境影響評価法	環境影響評価手続	出力3万kW以上の太陽電池発電所を設置する場合	環境影響評価手続	経済産業省商務情報政策局 産業保安グループ	電力安全課	03-3501-1742	
26		栃木県環境影響評価条例 ※令和2（2020）年12月1日から施行	環境影響評価手続	一定規模以上の太陽電池発電所を設置する場合 (環境影響評価法対象事業を除く)	環境影響評価手続	栃木県環境森林部 環境森林政策課	環境立県戦略室	028-623-3294	
27	県立自然公園	栃木県立自然公園条例		県立自然公園内で工作物の新築、鉱物の掘採、土砂の採取等の行為を行う場合	許可 届出	商工観光課	観光交流係	0287-23-3145	0287-23-8697
28		文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出手続	周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事を行おうとする場合	届出	文化振興課	文化財係	0287-23-3135	0287-23-3138
29	重要文化財（建造物）	文化財保護法	現状変更等許可申請	史跡名勝天然記念物指定地等において現状変更等を行う場合	許可	文化振興課	文化財係	0287-23-3135	0287-23-3138
	県、市指定有形文化財（建造物）	栃木県文化財保護条例			許可	栃木県教育委員会事務局 文化財課	保護担当	028-623-3421	
	国、県、市指定史跡名勝天然記念物の指定地	大田原市文化財保護条例							

【大田原市】令和5（2023）年度 太陽光発電事業に係る主な土地利用関係法令等窓口一覧

令和5(2023)年4月作成

No.	調和条例抑制区域	法令等名	主な届出・許可・申請等	主な規制の概要	手続き	相談課	係	連絡先	F A X
30	自然環境保全地域	自然環境の保全及び緑化に関する条例	許可申請（特別地区） 届出書提出（普通地区）	栃木県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域内で建築物その他の工作物の新築、水面の埋立て、木竹の伐採等の行為を行う場合（届出後30日経過でなければ着手できない。）	許可届出	農林整備課	農村環境対策係	0287-23-8813	0287-23-8782
	緑地環境保全地域	（自然環境保全法）	自然環境保全協定書締結	貴重な動植物の生息・生育環境を有する5ha以上の土地の形質変更を伴う行為を行う場合	協定締結	栃木県環境森林部 自然環境課	自然保護担当	028-623-3207	
31	絶滅の恐れのある野生動植物の生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区の管理地区の行為許可等	ミヤコタナゴの生息条件維持のための環境管理。大田原市内では、羽田地区の一部が羽田ミヤコタナゴ生息地保護区として指定されている。保護区内での行為について業者が環境省に直接協議する。	確認のみ協議	文化振興課 環境省 関東地方環境事務所 野生生物課	文化財係	0287-23-3135 048-600-0817	0287-23-3138 048-600-0517
32		地方税法 大田原市税条例	土地・家屋・宛名異動申告書	不動産登記の他に土地・家屋・宛名に異動がある場合、又は課税内容に誤りや現況が異なる場合に申告書を提出。	申告	税務課	資産税土地係	0287-23-8726	0287-23-8957
33		地方税法	償却資産の申告	土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産は、固定資産税（償却資産）の対象となり、毎年1月1日現在の資産状況を1月31日までに申告することとなります。	申告	税務課	資産税家屋係	0287-23-8864	0287-23-8957
34		資源エネルギー庁 「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」 栃木県「太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」 大田原市の豊かで美しい環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例	自治会に関する問い合わせ ・地域との関係構築 ・事業説明会の開催	大田原市の豊かで美しい環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例では、条例で指定する抑制区域内、又は発電出力が50kW以上の太陽光発電設備を設置する場合、事業者は関係住民等（※）に説明会を開催しなければなりません。 開催にあたっては、関係する住民等の範囲や、説明会会場等、具体的な開催方法について自治会長と相談するように努めること。 関係住民等（事業区域から半径50m範囲の住民・土地建物所有者・自治会等）	問合せ	政策推進課	市民協働係	0287-23-8715	0287-23-8748
35		那須地区消防組合火災予防条例（第11条）	変電設備設置届出（第44条）	高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kW以下のものを除く。）を設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。	届出	大田原消防署	庶務予防係	0287-28-5100	0287-28-5109
36		栃木県「太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」	事業概要書提出	栃木県「太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」に基づく事業概要書の提出 ※対象規模 出力50kW以上 ※同一の事業者（実質的に同一の場合も含む。）が、複数の太陽光発電施設を一体的に設置し、それらを合算した出力が50kW以上となる場合も対象となります。	届出	生活環境課 栃木県環境森林部 気候変動対策課	環境保全係 カーボンニュートラル推進担当	0287-23-8775 028-623-3186	0287-23-8923

【注意事項】

○事業計画に当たり、事前に関係法令等の適用の有無を確認してください。

○「大田原市の豊かで美しい環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」が令和元（2019）年10月1日から施行されました。